

京都市上下水道局告示第39号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第3項第3号の規定に基づき営業所所在地の変更届の提出がありましたので、同規程第31条第1項第3号の規定に基づき告示します。

令和5年10月27日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

1 届出業者名等

京都市山科区東野舞台町31-17

合同会社川口工業

代表社員 川口 裕功

2 変更事項

(営業所所在地の変更)

京都市山科区大宅坂ノ辻町28番地 Leonida 大宅301号室 から

京都市山科区東野舞台町31-17 に変更

(上下水道局下水道部管理課)